

証券コード4175

2021年4月12日

株 主 各 位

東 京 都 港 区 赤 坂 4-2-6
住 友 不 動 産 新 赤 坂 ビ ル 5 階

株 式 会 社 c o l y

代表取締役社長 中 島 瑞 木

第7期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第7期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年4月28日（水曜日）14時
2. 場 所 東京都港区赤坂4-2-6
住友不動産新赤坂ビル5階 本社会議室
3. 目的事項
報告事項 第7期(2020年2月1日から2021年1月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

(2020年2月1日から
2021年1月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛やインバウンド需要の減少などにより経済活動が停滞し、厳しい状況で推移いたしました。その後、各種政策等により、経済・社会の活動レベルを段階的に引き上げていくなかで、景気を持ち直しの動きがあるものの第2波、第3波とみられる再度の感染拡大や年明けの緊急事態宣言の再発令などもあり、未だ先行きが不透明な状況が続くと見込まれます。

当社が主に事業を展開する国内モバイルオンラインゲーム市場においては、2012年より市場が拡大し、2014年以降はメーカー売上金額ベースで緩やかに成長しております。2021年には前年比100.2%の1兆2,720億円（注1）まで拡大が見込まれ、今後も底堅く推移するとみております。これに対し、国内女性向けゲーム市場は2016年より急激に拡大し、2019年の市場規模は約700億円と想定しております。一方、2020年に入って複数の大型ヒット作が登場したことで、市場に対する認知度向上及び本格的な市場の拡大に繋がり、市場規模は約800億円を超えて成長するものと予想しております（注2）。今後は競争の激化に伴い、高い製品品質が求められる傾向が強まることが想定されますが、さらなる有力タイトルの出現等により女性向けゲームの認知度が高まった場合には、マーケットが急激に拡大する可能性があると考えております。

このような経営環境のもと、当社では新型コロナウイルス感染症の蔓延による緊急事態宣言発令に起因し、MDの対面販売イベントの一部中止や縮小、経済活動そのものの低迷など市場環境の悪化があったものの、対面販売イベントの通信販売を用いたオンライン化などの対策を迅速に講じました。また、早期に在宅勤務体制に移行したことで、モバイルオンラインゲームの開発・運営に特段の影響はなく、安定して事業運営を継続することができました。さらに、2019年11月にリリースした「魔法使いの約束」が市場に浸透し、大幅に成長することができました。

以上の結果、当事業年度の業績につきましては、売上高6,331,634千円（前期比88.5%増）、営業利益2,071,796千円（前期比653.9%増）、経常利益2,071,054千円（前期比656.9%増）、当期純利益1,404,870千円（前期比622.3%増）となりました。

なお、当社はコンテンツ事業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しておりません。

（注1）出典：「ファミ通ゲーム白書2020」（株式会社KADOKAWA Game Linkage）、国内オンラインプラットフォームゲームコンテンツ市場規模推移「ゲームアプリ（スマートデバイス+SNS）」

（注2）出典：App Store及びGoogle Playセールスランキング及びApp Apeを基に当社作成（女性ユーザー比率が80%を超えるモバイルオンラインゲームの売上高（当社推計値）の合計を市場規模として算出）

(2) 設備投資の状況

当事業年度において特筆すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当事業年度における所要資金は借入金及び自己資金により賄っております。

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主要な課題は、以下の通りと認識しております。

① ターゲット層の拡大

当社が現在、属している女性向けゲーム市場自体は拡大傾向にあり、2020年度には800億円を超える市場規模（注1）になると見込んでおりますが、2021年度に1兆2,720億円（注2）となる見込みである国内スマホゲーム市場全体の規模からするとニッチな市場であると言えます。そのため、競争が激化すると見込まれるモバイルオンラインゲーム市場において、当社がさらなる事業拡大を図るためには、ターゲット層の拡大が必要であると認識しております。市場環境を見極め、ターゲット層ごとの特性に即した戦略で、コンテンツを拡大してまいります。

（注1）出典：App Store及びGoogle Playセールスランキング及びApp Apeを基に当社算出（女性ユーザー比率が80%を超えるモバイルオンラインゲームの売上高（当社推計値）の合計を市場規模として算出）

（注2）出典：「ファミ通ゲーム白書2020」（株式会社KADOKAWA Game Linkage）、国内オンラインプラットフォーム ゲームコンテンツ市場規模推移「ゲームアプリ（スマートデバイス+SNS）」

② コンテンツラインナップの充実

当社は、ターゲット層に向けた魅力的なコンテンツの提供を継続していくことが、事業の成長に繋がると考えております。このため、ターゲットとする層が属する市場の情報収集・分析を行うことでニーズを汲み取った新規コンテンツの投入、既存コンテンツへのストーリー及び機能の追加・改善を行うことが重要な課題であります。ターゲット層の興味や理想と現実との間において感じるであろう葛藤等に対応した魅力あるコンテンツを提供することで、コンテンツラインナップの充実を図ってまいります。

③ ユーザー獲得の強化

当社は、提供するコンテンツのユーザー数の増加がコンテンツ自体の盛り上がり感の醸成に繋がり、長期運営及びさらなる業績拡大のための重要な課題であると考えております。今後ユーザー獲得のため、当社コンテンツの未利用ユーザーに向けたSNS等の新規広告媒体やメディア媒体への露出強化に加え、アニメ化・舞台化・コミカライズなどを通じたメディアミックスの積極的な展開により、ユーザー獲得の強化を図ってまいります。

④ 適正な配信プラットフォームの選択

当社は、コンテンツをターゲット層に届けるためのプラットフォームを適正に選択することが、事業の安定的な成長につながると考えております。昨今、モバイル業界では、端末、OS、プラットフォーム、課金システム等の分野で多数の事業者が世界規模の競争を行っており、著しい環境変化を引き起こしております。これに伴い、ターゲット層のメディア利用状況も刻々と変化しています。当社は、ターゲット層のメディア利用状況について日々情報収集を行うことで、その変化に的確に対応し、ビジネス効率を最大化すべく、適正な配信プラットフォームの選択に努めてまいります。

⑤ システム技術・インフラの強化

当社は、システム開発及びサーバー構築・保守にあたって、他社のサーバー等に関するサービスを機動的に利用しながら行っております。当社のコンテンツは、スマートフォン等のモバイル端末を通じたインターネット上で提供していることから、システムの安定的な稼働及びモバイル端末の技術革新への対応が重要な課題と考えております。これに対して、当社はサーバー等のシステムインフラについて、継続的な基盤強化を進めるとともに、システム開発につきましても、開発プログラムのユニット化や標準化を進めることで生産性を向上させ、技術革新にも迅速に対応できる体制作りにも努めてまいります。

⑥ コンテンツ事業における領域拡大

当社は、さらなる事業拡大のため、コンテンツ事業における収益源の多様化が重要な課題と考えております。そのため、当社がこれまで培ってきたノウハウを活かしつつ、専門企業との連携も含めて、当社コンテンツとシナジーのあるアニメーション・出版物の制作や舞台・イベントの実施、グッズの販売等を展開してまいります。

⑦ 優秀な人材の確保と組織体制の強化

当社は、今後のさらなる成長のために、優秀な人材の確保及び当社の成長フェーズに沿った組織体制の強化が不可欠であると認識しております。人材確保においては、新卒採用を積極的に行っており、必要に応じて中途採用も実施し、当社の求める資質を兼ね備えつつ、当社の企業風土にあった人材の登用に努めてまいります。同時に、従業員の職種・職階等にあわせた社内外の研修プログラムの積極的な受講によって、各人のスキル向上を促してまいります。また、組織体制につきましては、個々のチーム・従業員が最大限のパフォーマンスを出せるよう、計数指標管理に基づいた組織マネジメントを図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第4期 2018年1月期	第5期 2019年1月期	第6期 2020年1月期	第7期 2021年1月期
売上高 (千円)	1,350,626	2,446,830	3,359,421	6,331,634
経常利益 (千円)	279,525	383,433	273,611	2,071,054
当期純利益 (千円)	197,255	250,613	194,494	1,404,870
1株当たり当期純利益 (円)	43.83	55.69	43.22	312.19
総資産 (千円)	505,079	904,416	1,092,870	3,522,839
純資産 (千円)	294,158	544,772	739,266	2,144,136
1株当たり純資産 (円)	65.37	121.06	164.28	476.47

(注) 当社は、2020年9月3日付で普通株式1株につき普通株式30,000株の割合で株式分割を行っております。また、2020年12月16日付で普通株式1株につき普通株式1.5株の割合で株式分割を行っております。これらの株式分割が2018年1月期の期首に行われたと仮定して、1株当たり純資産、1株当たりの当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2021年1月31日現在)

コンテンツ事業

① モバイルオンラインゲーム開発・運営

② MD(マーチャンダイジング)

・グッズ販売

当社が開発したモバイルオンラインゲームに登場するキャラクター商品の企画・販売

・IP利用許諾

自社IP(注)を用いたライセンス事業

(注) Intellectual Property (知的財産) の略。ゲーム業界では、ゲームの著作権(著作権)を指します。

(8) 主要な事業所 (2021年1月31日現在)

本 社 東京都港区

(9) 従業員の状況

従業員数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数
236	+36	28歳3ヵ月	2年2ヶ月

(10) 主要な借入先 (2021年1月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社東日本銀行	9,000 千円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2021年2月26日付で東京証券取引所マザーズ市場へ新規上場いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 18,000,000株

(2) 発行済株式の総数 4,500,000株

(3) 株主数 3名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
中島 瑞木	2,025 千株	45.0 %
中島 杏奈	2,025	45.0
佐々木 大地	450	10.0

(注) 自己株式は保有しておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中島 瑞木	
代表取締役副社長	中島 杏奈	
取締役	佐々木 大地	当社ゲーム事業本部長
取締役	近藤 俊彦	当社管理本部長
取締役	秋山 裕俊	株式会社レイヤーズコンサルティング 事業戦略事業部マネージャー
常勤監査役	早川 治彦	
監査役	中川 直政	日比谷パーク法律事務所 パートナー 森トラスト総合リート投資法人 監督役員
監査役	須黒 統貴	

- (注) 1. 取締役秋山裕俊は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役早川治彦、監査役中川直政、監査役須黒統貴は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、東京証券取引所に対し、秋山裕俊、早川治彦、中川直政、須黒統貴の4名を独立役員として届け出ております。
4. 監査役中川直政は弁護士資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。監査役須黒統貴は公認会計士及び税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結することができる旨を定めており、現在当社の社外取締役及び各社外監査役との間で当該責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役5名 76,200千円 (うち社外1名 1,200千円)
監査役3名 5,700千円 (うち社外3名 5,700千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額は、2019年4月26日開催の第5期定時株主総会において年額160百万円以内(うち社外取締役200百万円以内)と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度総額は、2018年4月26日開催の第4期定時株主総会において年額10百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 会社役員等の重要な兼職の状況

「4. 会社役員に関する事項(1)取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、当社との間に特記すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	取締役会出席	主な活動状況
秋山 裕俊	社外取締役	取締役会 16回中16回	取締役会において、コンサルティングファームにおける豊富な経験及び幅広い知見に基づき経営全般における有用な指摘や意見を述べております。
早川 治彦	常勤 社外監査役	取締役会 16回中16回 監査役会 12回中12回	取締役会及び監査役会において、経営者としての豊富な経験に基づき経営全般に関わる事項や、内部統制に関わる事項等、多角的見地から有用な指摘や意見を述べております。
中川 直政	社外監査役	取締役会 16回中16回 監査役会 12回中12回	取締役会及び監査役会において、弁護士として培われた専門的な知識・経験に基づき特に法令面、コンプライアンス面での有用な指摘や意見を述べております。
須黒 統貴	社外監査役	取締役会 16回中16回 監査役会 12回中12回	取締役会及び監査役会において、公認会計士・税理士としての専門的知識と経験から特に会計及び財務及び内部統制に関する有用な指摘や意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

21,000千円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

21,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬の見積り等の算定根拠等の妥当性を総合的に勘案し相当と判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制等の概要

当社は、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置づけております。下記の内部統制システム整備に関する基本方針について、取締役会において決議しております。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 「取締役会規程」をはじめ社内諸規程の制定、適正な運用とともに、必要に応じて発展的に改正等を行う。
- (b) 「コンプライアンス規程」を制定し、マニュアル等の策定、教育・研修を開催し、コンプライアンスの周知徹底と意識の維持・向上を図る。
- (c) 「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。内部監査担当及び代表取締役社長は必要に応じて、監査法人及び監査役会と連携し、情報交換等を行い、効率的な内部監査を実施する。
- (d) 取締役及び使用人が法令もしくは定款に抵触する行為が認められたとき、それを告発しても、当該人に不利益な扱いを受けない旨の「内部通報規程」を制定する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、職務執行に関わる文書（電磁的記録を含む）の保存及び管理の取扱いについては、「文書管理規程」に基づき必要に応じて適時見直し整備、作成、保管及び廃棄等の取扱いを明確にするとともに、次のように定めております。

- (a) 取締役会議事録、株主総会議事録、社内規程、各種契約書などの重要な文書及び情報は、電磁的記録媒体等へ記録し、「文書管理規程」の定めに従い、法令の保存期間に準じて定められた期間、適正に保存及び管理する。
- (b) 文書管理主管部門は管理部とし、取締役及び監査役の閲覧請求に対して常に閲覧に供するものとする。

③ 損失の危険に関する規程その他の体制

- (a) 取締役がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る「リスク管理規程」を制定し、内容・性質に応じて最も相応しい主管部門及び関連部門を定め、管理体制を構築する。
- (b) リスク・コンプライアンス委員会において、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
- (c) 危機発生時には、緊急事態対応体制をとり、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速な対応を行い、損害の拡大防止を最小限にとどめる。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の効率的な職務執行体制を確保するために、次のように定めております。

- (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則として毎月1回の定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を確保する。
- (b) 取締役は「取締役会規程」の定めに従い、取締役会において、職務執行状況を報告する。
- (c) 取締役の効率的な職務執行のため、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、組織の職務及び権限、責任を明確にする。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は、監査役と協議の上、必要に応じて使用人を監査役付きとして指名し、職務に専念させることとしております。

- (a) 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を配置する。
- (b) 監査役が指定する補助期間中、当該使用人の指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役及び他の者の指揮命令は受けず遂行し、取締役からの独立性を確保する。
- (c) 当該使用人の人事異動及び人事考課については、監査役の同意を得るものとする。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況、重大な社内通報制度等を、速やかに監査役に報告する体制を整備しております。

- (a) 監査役は取締役会の他、重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。また、会議に付議されない重要な報告書類等について閲覧し、必要に応じ内容の説明を求めることができる。
- (b) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に損害を与えるおそれのある事実を発見した場合は、「内部通報規程」に基づき速やかに監査役に報告する。
- (c) 取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の理由を求められた場合には、速やかに報告する。

⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 代表取締役社長、監査法人、内部監査室等は、監査役会又は監査役の求めに応じて、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施することにより連携を図るものとする。
- (b) 監査役は業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて、弁護士、公認会計士、その他専門家を自らの判断で起用することができるものとする。

(c) 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制システムの整備及び運用を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、その適合性を確保しております。

⑨ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

(a) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方

- イ. 当社の行動規範、社内規程等に明文の根拠を設け、代表取締役社長以下全員が反社会的勢力の排除に取り組む。
- ロ. 反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は、一切を拒絶する。

(b) 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

- イ. 当社は「反社会的勢力対応規程」において明文化し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組み、当社全役職員の行動指針とする。
- ロ. 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して1年に1回以上の確認を行い、「取引先チェックシート」として、管理部にて厳重に保管管理する。
- ハ. 反社会的勢力の該当の有無の確認のため、外部関係機関から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。
- ニ. 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と、より密接な連携関係の構築を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況については下記の通りとなっております。

① 取締役会の職務執行

当社の取締役会は取締役5名で構成されており、うち1名が社外取締役となっております。取締役会は、原則月1回の定例取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会では、法令、定款で定められた事項及び取締役会規程に基づき、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務進捗報告等を行っております。

また、取締役会の議案については事前に全取締役・監査役に連絡し、議事の充実に努めております。

なお、取締役会には、すべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

② 監査役会の監査

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名の社外監査役で構成されております。監査役会は原則月1回の定例監査役会を開催する他、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等の情報共有を図っております。

また、取締役会等の重要な会議への出席、実地監査を行う他、効率的な監査を実施するため、適宜、内部監査担当者及び監査法人等と積極的な連携、意見交換を行っております。

③ コンプライアンス体制の強化・推進

リスク・コンプライアンス委員会は、「コンプライアンス規程」に基づき構成しており、当社の代表取締役社長が委員長を務め、委員長及び委員長指名の委員が出席のもと、原則として四半期に1回開催しております。基本方針、計画及び体制の策定、関係規則、マニュアル等の策定等について協議し、コ

ンプライアンス体制の充実に向けた意見の交換を行っております。

また、リスク・コンプライアンス委員会において、リスクマネジメント活動全般を適宜確認し、対応方針及び対応策の検討・策定を行い、リスク対応主管部門と連携し、対応を実施しております。

④ 内部監査室の監査

当社は、代表取締役社長直轄の部署として内部監査室を設置し、内部監査担当者1名が監査計画に基づき監査を実施しております。内部監査は各部門に対して原則として年1回以上の監査計画を組み、内部監査結果について代表取締役社長への適宜報告及び監査役会との連携を行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けておりますが、創業して間もないことから、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図り、運転資金もしくは設備投資に充当することで更なる事業拡大をすることが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

そのため、創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の剰余金の配当を期末に行うことを基本としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

配当の決定機関は、期末配当は株主総会、中間配当は取締役会であります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,281,976	流 動 負 債	1,375,703
現 金 及 び 預 金	2,580,222	買 掛 金	38,975
売 掛 金	600,471	一年内返済予定長期借入金	6,000
商 品	62,966	未 払 金	99,958
貯 蔵 品	10	未 払 費 用	97,466
前 渡 金	2,457	未 払 法 人 税 等	669,951
前 払 費 用	26,648	未 払 消 費 税 等	270,636
そ の 他	9,198	前 受 金	156,725
		預 り 金	25,573
		賞 与 引 当 金	10,415
固 定 資 産	240,863	固 定 負 債	3,000
有 形 固 定 資 産	12,003	長 期 借 入 金	3,000
建 物	10,014		
工 具、器 具 及 び 備 品	1,988		
無 形 固 定 資 産	2,938	負 債 合 計	1,378,703
ソ フ ト ウ ェ ア	2,938	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	225,921	株 主 資 本	2,144,136
繰 延 税 金 資 産	90,859	資 本 金	5,000
敷 金	135,062	利 益 剰 余 金	2,139,136
		そ の 他 利 益 剰 余 金	2,139,136
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,139,136
		純 資 産 合 計	2,144,136
資 産 合 計	3,522,839	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,522,839

損 益 計 算 書

(2020年2月1日から
2021年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		6,331,634
売 上 原 価		3,068,374
売 上 総 利 益		3,263,259
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,191,463
営 業 利 益		2,071,796
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6	
受 取 配 当 金	2	
助 成 金 収 入	689	
そ の 他	420	1,117
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	254	
為 替 差 損	1,605	
そ の 他	0	1,859
経 常 利 益		2,071,054
税 引 前 当 期 純 利 益		2,071,054
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	710,547	
法 人 税 等 調 整 額	△44,363	666,183
当 期 純 利 益		1,404,870

株主資本等変動計算書

（ 2020年2月1日から
2021年1月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金				
当期首残高	5,000	734,266	734,266	739,266	739,266
当期変動額					
当期純利益		1,404,870	1,404,870	1,404,870	1,404,870
当期変動額合計	—	1,404,870	1,404,870	1,404,870	1,404,870
当期末残高	5,000	2,139,136	2,139,136	2,144,136	2,144,136

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品	……………	移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
貯蔵品	……………	先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …………… 定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～15年
工具、器具及び備品	4年

無形固定資産 …………… 定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。
なお、当期においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上していません。
- ② 賞与引当金 …………… 従業員賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法…………… 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症については、経済や企業活動に広範囲の影響を与えており、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状態にあります。

当社では、現時点で入手可能な情報に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が今後も一定期間継続するものと仮定し、繰延税金資産の回収可能性等を見積りを行っておりますが、当社の業績に与える影響は軽微であります。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響については不確定要素が多く、今後の事業環境の変化により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 6,429千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 4,500,000株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

(3) 配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	64,809	千円
賞与引当金	3,602	
商品評価損	7,749	
未払事業所税	1,146	
ソフトウェア	9,209	
減価償却超過額	3,020	
その他	1,321	
繰延税金資産計	90,859	
繰延税金資産の純額	90,859	

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については金融機関からの借入を基本としております。また、デリバティブ取引や投機的な取引は行わない方針であります。今後、リスクを回避するためにデリバティブ取引を行う必要が生じた場合は、規程等の整備を行った上で実行する方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金等は、全て1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、敷金は、本社事務所の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社では、新規取引先等について与信調査を行い、定期的なモニタリングを行うとともに、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うことでリスクの低減を図っております。

b) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、管理本部が月次に資金繰状況を管理するとともに、手許流動性を一定水準以上維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年1月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	2,580,222	2,580,222	-
(2) 売掛金	600,471	600,471	-
資産計	3,180,694	3,180,694	-
(1) 買掛金	38,975	38,975	-
(2) 未払金	99,958	99,958	-
(3) 未払費用	97,466	97,466	-
(4) 未払法人税等	669,951	669,951	-
(5) 未払消費税等	270,636	270,636	-
(6) 前受金	156,725	156,725	-
負債計	1,333,714	1,333,714	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等、(6) 前受金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 敷金(貸借対照表計上額135,062千円)は、本社の不動産賃貸契約に基づくものでありますが、市場価格がなく、かつ、使用期間が明確でなく、現時点において将来退去する予定もないことから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難であるため、上記表に含めておりません。

6. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	476円47銭
1株当たり当期純利益	312円19銭

(注) 当社は、2020年9月3日付で普通株式1株につき普通株式30,000株の割合で株式分割を行っております。また、2020年12月16日付で普通株式1株につき普通株式1.5株の割合で株式分割を行っております。これらの株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たりの当期純利益を算定しております。

8. 重要な後発事象に関する注記

(公募による新株発行)

当社は株式の上場にあたり、2021年1月21日開催の取締役会において、次の通り新株式の発行を決議し、2021年2月25日に払込が完了しております。

(1) 募集方法	一般募集（ブックビルディング方式による募集）
(2) 発行する株式の種類及び数	普通株式804,000株
(3) 発行価格	1株につき4,130円
(4) 引受価額	1株につき3,799.60円
(5) 資本組入額	1株につき1,899.80円
(6) 発行価格の総額	3,320,520,000円
(7) 引受価額の総額	3,054,878,400円
(8) 資本組入額の総額	1,527,439,200円
(9) 払込期日	2021年2月25日
(10) 資金の使途	ゲーム運営費用、新規タイトル開発投資、広告投資

(第三者割当による新株発行)

当社は株式の上場にあたり、2021年1月21日開催の取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当による新株の発行を、次の通り決議し、2021年3月29日に払込が完了しております。

(1) 募集方法	第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し）
(2) 発行する株式の種類及び数	普通株式198,900株
(3) 割当価格	上記（公募による新株発行）(4) 引受価額と同一であります。
(4) 資本組入額	1株につき1,899.80円
(5) 割当価格の総額	755,740,440円
(6) 資本組入額の総額	377,870,220円
(7) 払込期日	2021年3月29日
(8) 割当先	みずほ証券株式会社
(9) 資金の使途	上記（公募による新株発行）(10) 資金の使途と同一であります。

独立監査人の監査報告書

2021年3月31日

株式会社coly

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 善方正義 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井澤依子 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社colyの2020年2月1日から2021年1月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2021年1月21日開催の取締役会において公募増資による新株の発行を決議し、2021年2月25日に払込が完了した。また、同取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、第三者割当による新株の発行を決議し、2021年3月29日に払込が完了した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年3月31日

株式会社coly 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 早 川 治 彦 ㊞

社外監査役 中 川 直 政 ㊞

社外監査役 須 黒 統 貴 ㊞

以 上